

別紙

提案書審査基準

提案書は、次に掲げる事項により審査・選定する。
また、選定された提案書の応募者を、契約の相手方とする。

1. 審査項目と審査基準

- (1) 業務内容の理解度：業務の主旨と内容を十分に理解していること。
- (2) 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、PR効果に優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務実施の確実性：過去の同種又は類似の業務で良好な実績を挙げていること（過去の実績に基づく）。
- (5) 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- (6) 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- (7) 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- (8) 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
特に外国人旅行者の傾向について認識が高く、誘客の姿勢に積極性が見られること。

2. 選定方法

- (1) 各審査員が、提案書ごとに、1.の各項目について1点から5点までの5段階評価を附す。
- (2) 各審査員による審査の合計点が最も高い提案書を採用する。
- (3) 合計点の最も高い提案書が複数ある場合には、そのうちから審査会長が選定する。